

物価高騰対応重点支援給付金 (子ども加算)のご案内



物価高騰対応低所得世帯給付金(住民税非課税世帯)及び物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)の加算として、支給対象世帯のうち18歳以下の子どもがいる世帯に対し、子ども一人当たり5万円を支給します。

支援対象世帯

上記、基礎となる給付金の対象世帯のうち、

1. 令和5年12月1日時点で、同一世帯に18歳以下の子どもがいる世帯。
(別居監護している場合は申し出が必要。)
2. 令和5年12月2日以降に生まれた子どもがいる世帯で、令和6年8月30日までに申請手続きが完了した世帯。

給付金額

対象となる子ども一人あたり5万円

手続きの有無

上記支給対象世帯のうち

次の①②の給付金を受給している世帯

- ① 宜野座村物価高騰対応低所得世帯支援給付金(住民税非課税世帯)
- ② 物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)



手続きは **必要ありません。**

宜野座村から支給決定通知書が届きます。

※ 上記①②の給付金と同じ口座に振込みます。

申請方法 ※申請が必要な世帯のみ

・申請が必要な世帯

- ① 基準日以降(令和5年12月2日以降)に出生した新生児のいる世帯
- ② 基準日時点で対象世帯とは別世帯だが、扶養している児童がいる世帯

・申請方法

申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に給付金担当窓口へ、郵送または直接ご提出ください。

- ◆ 申請期限：令和6年8月30日※消印有効
- ◆ 受付時間：平日9時～16時
- ◆ 受付窓口：宜野座村役場総務課

【申請書のある場所】

宜野座村HPからダウンロードまたは総務課窓口で受取

！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署にご連絡ください。



お問い合わせ

宜野座村役場 総務課「物価高騰対応重点支援給付金」窓口 ☎ 098-968-5111
受付時間(平日のみ) 9:00～16:30(昼12:00～13:00、土日祝除く。)